

【ロシア】年金制度改革に関する一連の法改正

海外立法情報課 小泉 悠

* 2013年12月、年金制度改革に関する一連の法改正が施行された。この改正により、強制年金である労働年金の積立部分が「貯蓄年金」として独立し、積立を行うかどうかは被保険者の選択制となったほか、私的年金基金は全て公開型株式会社に改組することが義務づけられた。しかし、私的年金基金の改組については批判的な意見も存在する。

1 ロシアの年金制度と問題点

2000年に成立したプーチン政権は社会保障制度の改革を重要課題の一つに位置づけ、一連の年金制度改革を実施してきた。2002年に施行された新年金制度では、従来各種の年金制度を国家保障年金（連邦予算を財源とし、一定以上の期間にわたって勤務した国家公務員及び軍人、第二次世界大戦の従軍経験者、原発又は放射線事故の罹災者、労働能力のない市民に対して支給される）と、労働年金（一般の労働者を対象とする）とに整理した。

労働年金は当初、連邦予算から支出される基礎部分、保険者（雇用主又は個人事業主）が保険料を支払う保険部分、保険者が積立を行う積立部分の3階建構造となっていた。保険部分は賦課方式であり、保険者の支払った保険料が現在の年金受給者に対する支払いに充当される。積立部分は保険者の積立金が被保険者（被用者又は個人事業主）の個人勘定に算入される。

保険料と積立金は、被保険者の収入に応じて保険者が年金基金に納付し、年金基金が年金の給付業務や積立金の運用を行う。2008年には、保険者が規定額以上の積立を行うと、被保険者の個人勘定に連邦予算から同額の積増が行われる制度が導入された（積増金の財源は原油収入を積立てた国民福祉基金）（注1）。

しかし、ロシアでは、保険者が被保険者の給与を低く申告することで保険料及び積立金の納付額を低く抑える事例が多く、実際の所得水準に応じた年金保険料の徴収が行えないという問題があった。しかも年金基金は保険料及び積立金を主に米国の債券市場で運用してきたが、2008年以降の金融危機によって大きな損失を出し、歳出が歳入を大幅に上回るようになった。赤字分は連邦予算から補填されているが、年金を含む社会保障関連費は全連邦予算の約4分の1を占める最大の支出項目となっており、政府の年金関連費の削減が必要とされるようになった。

これに対し、2010年には労働年金の基礎部分が保険部分に統合され、連邦予算の直接出資は廃止された。一方、依然として年金基金の赤字は続いており、2013年度は約2兆ルーブルが年金基金の赤字補填のために連邦予算から支出された。

2 新たな年金制度

2010年以降もロシア政府内では年金制度の更なる改革に向けた議論が行われてきた。年金受給開始年齢（現在は男性60歳、女性55歳）を引き上げる案や、労働年金の積立部分を廃止して保険に一本化する案などが議論されたが、いずれも具体化しなかった。

しかし、2013年10月に、一連の年金制度改革に関する法案が下院に提出され、同年12月に連邦法として成立して公布された。

2013年12月25日連邦法第424号「貯蓄年金法」は、労働年金の積立部分を「貯蓄年金」として2015年1月から独立の年金制度とすることを規定している。従来の積立部分は強制年金である労働年金の一部であったが、新たな貯蓄年金は任意加入となった点が大きく異なる。貯蓄年金受給には、228か月間（19年間）、政府の年金基金又は民間の年金基金において積立を行う必要がある（注2）。

これに関連して連邦法第422号「ロシア連邦の強制年金保険の年金貯蓄及び投資並びにその配当に関する加入者の権利を保護する法律」が成立し、貯蓄年金が運用の失敗によって元本割れを起こした場合にも中央銀行が損害を補てんし、被保険者への年金支給を保障することが規定された（注3）。

また、2013年12月28日連邦法第410号「私的年金法等の連邦法を改正する法律」は、非営利団体が年金基金を運営することを禁止し、既存の非営利年金基金は公開型株式会社に改組することを定めている。今後設立される私的年金基金も、公開型株式会社のみが認められる（注4）。現在、ロシアには大手の国営インフラ企業や原油・天然ガス企業などが設立した大規模な非営利年金基金が多数存在し、2012年の時点で139の機関が活動していた。

しかし、非営利年金基金が公開型株式会社に改組するためには中央銀行の審査（約1年間）が必要であり、その間、当該基金は国営の対外経済銀行が運用する。また、審査の結果、公開型株式会社への改組が認可されなかった場合、当該の基金が国営化されるおそれもある。このため、今回の法改正には、民間の年金基金を実質的に国有化し、政府の年金基金の赤字を補填しようとする意図があるとの批判も見られる。

注(インターネット情報は2014年1月21日現在である。)

- (1) 溝口修平「プーチン大統領の年金制度改革」『外国の立法』235号, 2008.3, pp. 197-203.
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000276_po_023509.pdf?contentNo=1>
- (2) Федеральный закон Российской Федерации от 28 декабря 2013 г. N 424-ФЗ "О накопительной пенсии" <<http://www.rg.ru/2013/12/30/pensiya-dok.html>>
- (3) Федеральный закон Российской Федерации от 28 декабря 2013 г. N 422-ФЗ "О гарантировании прав застрахованных лиц в системе обязательного пенсионного страхования Российской Федерации при формировании и инвестировании средств пенсионных накоплений, установлении и осуществлении выплат за счет средств пенсионных накоплений" <<http://www.rg.ru/2013/12/30/pens-dok.html>>
- (4) Федеральный закон Российской Федерации от 28 декабря 2013 г. N 410-ФЗ "О внесении изменений в Федеральный закон "О негосударственных пенсионных фондах" и отдельные законодательные акты Российской Федерации" <<http://www.rg.ru/2013/12/31/npf-dok.html>>